

○副学長（学術研究担当）の所管する委員会委員長に関する申合せ

副学長（学術研究担当）裁定

令和5年3月31日

（趣旨）

第1条 この申合せは、副学長（学術研究担当）の業務の効率化を図るため、副学長（学術研究担当）の所管する委員会の委員長の規定に関する改正に伴い定めるものである。

（学長が指名する委員）

第2条 委員長として「学長が指名する委員」には副学長補佐（学術研究担当）をもって充てる。

2 副学長補佐が委員に指名されていない場合は、委員長は副学長（学術研究担当）をもって充てる。

（対象規則）

第3条 この申合せは下記規則に適用する。

- ・ 国立大学法人山口大学における動物使用に関する規則
- ・ 国立大学法人山口大学バイオセーフティ委員会規則
- ・ 国立大学法人山口大学組換え DNA 実験安全管理規則
- ・ 国立大学法人山口大学放射線安全管理委員会規則

附 則

この申合せは、令和5年4月1日から実施する。